

盛岡広域振興局長告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、令和2年10月20日から同年11月17日まで関係書類を縦覧に供する。

令和2年10月16日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

土地改良区名（所在地）	地区名	縦覧書類	縦覧場所
紫波東部土地改良区（紫波郡紫波町）	紫波東部土地改良区	当該決定に係る土地改良事業計画書の写し	紫波町役場